

相続税の大改正が迫る！

相続税対策の早期取組のススメ

「3つの基本」の実践から始めよう

✓ **経営者こそ「相続」を知るべき！**

若い経営者の方々は「相続などまだまだ先のことで、自分とは関係ない」と考えがちです。目の前の経営に追われていると、なかなか目を向ける余裕がないかもしれません。しかしながら、経営者として将来の事業の発展・成功を考えるにあたって、「相続」は考えずに済ませられる問題ではありません。あなたが2代目経営者であれば、どのように親から財産を相続するかは今後の経営を行ううえで、非常に重要になります。また創業者であれば、財産を誰に相続させるかは、経営者として、また家長として非常に大きな問題になります。相続、そして税金の知識を有しているかどうかで、経営者としての成功が左右されることもあるのです。

思っている方も多いようです。たしかに、現在、相続税を納める人の割合は亡くなった方の約20人に1人となっています。データによれば、大半の方にとって相続税は関係ないのかもしれませんが、

相続税は、亡くなった方(被相続人)の財産の価額が基礎控除額を上回る場合に発生します。基礎控除額とは、相続税の計算において財産の価額から無条件に差し引くことができる金額で、以下の算式により求めます。

3000万円＋
600万円×法定相続人の数

「平成23年度税制改正」において相続税の大きな方向性が示されました。「相続税の基礎控除額は現状の6割に縮小」とされたのです。

✓ **これからは大増税時代へ**

相続税を納める割合が5%程度にまで減少。現状では、多くの人にとって相続税は「自分には関係ない税金」となっています。

✓ **相続税対策 3つの基本**

相続税は、被相続人が残した財産が基礎控除額を上回った場合にのみ発生します。つまり、あらかじめ基礎控除額を下回る程度の財産にしておけば、相続税を回避することができるのです。相続税が発生する場合においても、財産を減らせば減らすほど相続税額は小さくなります。では、どのように財産を減らせばよいのでしょうか？

1つめは単純な話ですが、「食事や旅行などにお金を使うこと」です。お金を使えば使うほど、当然ながら財産は減ります。ただし、金融商品などを購入しても原則的には財産は減りません。現金が他の資産に姿を変えただけであって、財産として持っていることに変わりはないからです。

2つめは「財産を移転させること」です。たくさんのお金を持っていても、相続が発生するときまでに贈与や譲渡によって子供に移すことができれば、原則として相続税はかかりませ

✓ **相続税の現状**

「相続税は一部の富裕層だけが納める税金だから、自分には関係ない」と

たとえば、夫婦と子供2人の4人家族で考えてみましょう。父親の財産相続が発生したケースでは、相続人は3人となります。したがって、算式に基づく基礎控除額は8000万円となります。つまり、8000万円以内の財産であれば相続税はかかりません。バブル時代、地価の上昇に伴い基礎控除額を段階的に引き上げた結果、

これによると、先ほどの家族構成の場合、8000万円だった基礎控除額は4800万円へと大幅に縮小されます。財務省の試算によると、この基礎控除額の引き下げによって相続税の納税者は倍増することになっています。今までは「自分には関係ない税金」であった相続税が、急に多くの人にとって身近なものとなるのです。

3つめは「財産の評価を下げること」です。たとえば、「現金」で財産を持つよりも、「不動産」というカタチで持つ方が、財産の評価はかなり下がるの



執筆者
芝田 篤
しばた あつし

アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人
シニアマネジャー / 税理士、宅地建物取引主任者、1級ファイナンシャル・プランニング技能士

ベンチャー企業から上場企業の連結納税まで、税務会計を中心として経営全般に関するコンサルティングサービスを行う。相続税、譲渡所得税など個人の資産税業務についても多くの案件を手がけ、法人のみならず、経営者個人の財産も見極めたうえで包括的なタックスプランニングを提供している。

アクタスマネジメントサービス株式会社
創業 / 1989年 社員数 / 136名
業務内容 / 税務会計、国際税務、相続税、事業承継、企業再生、企業再編、証券化・流動化、経営指導、経理代行、人事労務コンサルティング、システムコンサルティング、人事労務アウトソーシング
URL / <http://www.actus.co.jp>
TEL / 03-3224-8888
Mail / info@actus.co.jp

ん。場合によっては贈与税を払ってでも財産を移した方が有利なケースもあります。しかし、贈与には注意すべき点がいくつかあり、後々税務当局から指摘を受けることも少なくありません。要点を押さえたうえで実行しなければ、問題を残すことになりま

が一般的です。また、その不動産が賃貸用であれば、さらに評価は下がります。これらは、相続税を計算するうえで財産をどのように評価するかというルールを利用した節税です。これら3つの方法を組み合わせた対策を行えば、確実に節税できます。また、その効果は時間をかければかけるほど大きくなり、早めに相続対策に取り組むか否かによって、結果的に大きな違いを生むことになるのです。

税制改正 対策セミナー

相続税の基礎とその対策

日時
**2011年5月17日(火)
6月15日(火)**

いずれも
16時～17時30分 (受付:15時30分～)

会場
アクタスマネジメントサービス株式会社 セミナールーム
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

定員 **20名** 料金 **無料**

テーマ

「相続税!?そんなお金持ちの人だけでしょ」と考えていませんか。ちょっと待ってください。もう「他人事」ではなくなります。平成23年度の税制改正で相続税の大改正が行われます。課税対象が大きく引き下げられ、いままで課税されていなかった層に課税が行われることになるのです。不動産が財産内に大きな割合を占める都市部などでは、相続税の「新納税者」が2倍、3倍に増えるとも言われています。本セミナーでは相続税の基礎から、その事前対策をコンパクトにまとめてお伝えします。仕組みを正しく理解し、今のうちから賢い税金対策をしっかりと行っておけば、いざというときに安心です。

- ✓ 相続税の仕組みとは
- ✓ 相続大増税の内容は
- ✓ 相続税を圧縮する事前対策の内容とは

アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人 シニアマネジャー / 税理士、宅地建物取引主任者、1級ファイナンシャル・プランニング技能士

芝田 篤 しばた あつし

セミナー実績 「中小企業会計実務指針の内容と対策」「グループ法人課税・連結納税制度の概要及び実務上の留意点」

申込方法
Webサイトからお申込みください
<http://www.actus.co.jp>

セミナーに関するお問い合わせ
Tel: **0120-459-480**
Mail: **seminar@actus.co.jp**

検索はコチラから ▶▶▶ **アクタスマネジメント** 検索